

令和6年7月9日

周南市教育委員会学校教育課 教育情報化推進室

周南市学習総合支援システム提供業務に係る公募型プロポーザル
質問回答票
(企画提案等に関する質問)

No	質問受付日	項目 (書類名・ページ・項目など)	質問内容	回答内容
1	令和6年7月8日	仕様書 11その他(1)	「本件契約で新たに作成された成果物の著作権は、原則として本市に帰属」とありますが、著作権が移転する成果物とは、周南市様に提出した報告書等を指し、学習総合支援システムのソフトウェア等は対象にならないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、学習総合支援システムのソフトウェア等は対象外です。 なお、「本件契約で新たに作成された成果物」とは、例示のあった本市に提出した報告書等に加え、児童・生徒・教員が学習総合支援システムを利用して作成した学習成果物（プレゼンテーション、教材等）も含まれます。
2	令和6年7月8日	実施要領 9契約（受託候補者特定後） (2)契約の締結	選定にて最適な提案者として特定後、契約にむけての協議の際に、アプリケーションの利用規約についてご説明させていただきますが問題ないでしょうか。	問題ありません。